

新旧対照表（令和6年5月1日適用）

| 改定後 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条～第11条（略）</p> <p>第12条 工事の下請負 林野仕様書1-1-1-10 工事の下請負第2項については、下記のとおりとする。</p> <p>・下請負者が兵庫県の入札参加資格者である場合には、入札参加資格制限及び指名停止期間中でないこと。</p> <p>（以下（第13条～第60条）、条項番号の変更 本文省略）</p> <p>第13条 施工体制台帳 第14条 工事中の安全確保 第15条 支障木の除去 第16条 工事区域の立入防止施設 第17条 爆発及び火災の防止 第18条 後片付け及び原状回復 第19条 環境対策・公害防止 第20条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事） 第21条 諸法令の遵守 第22条 排出ガス対策型建設機械の使用について 第23条 不正軽油の使用の禁止 第24条 電子納品 第25条 工事写真管理 第26条 花と緑のあふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示 第27条 工事歴板、工事標柱等 第28条 仮設工事等 第29条 林地保全の義務 第30条 県内産品の使用 第31条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格 第32条 木材一般</p> | <p>第1条～第11条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（以下（第12条～第59条）、条項番号の変更 本文省略）</p> <p>第12条 施工体制台帳 第13条 工事中の安全確保 第14条 支障木の除去 第15条 工事区域の立入防止施設 第16条 爆発及び火災の防止 第17条 後片付け及び原状回復 第18条 環境対策・公害防止 第19条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事） 第20条 諸法令の遵守 第21条 排出ガス対策型建設機械の使用について 第22条 不正軽油の使用の禁止 第23条 電子納品 第24条 工事写真管理 第25条 花と緑のあふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示 第26条 工事歴板、工事標柱等 第27条 仮設工事等 第28条 林地保全の義務 第29条 県内産品の使用 第30条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格 第31条 木材一般</p> |

新旧対照表（令和6年5月1日適用）

| 改定後 | 現行 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 第33条 セメントコンクリート製品 | 第32条 セメントコンクリート製品 |
| 第34条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について | 第33条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について |
| 第35条 兵庫県営林道事業における種子配合等 | 第34条 兵庫県営林道事業における種子配合等 |
| 第36条 苗木及び植栽材料 | 第35条 苗木及び植栽材料 |
| 第37条 道路照明灯 | 第36条 道路照明灯 |
| 第38条 路盤紙 | 第37条 路盤紙 |
| 第39条 基礎工 | 第38条 基礎工 |
| 第40条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工 | 第39条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工 |
| 第41条 鉄線かご工 | 第40条 鉄線かご工 |
| 第42条 木矢板工 | 第41条 木矢板工 |
| 第43条 鋼矢板工 | 第42条 鋼矢板工 |
| 第44条 コンクリート矢板工 | 第43条 コンクリート矢板工 |
| 第45条 残土施工 | 第44条 残土施工 |
| 第46条 地山補強土工（鉄筋挿入工） | 第45条 地山補強土工（鉄筋挿入工） |
| 第47条 コンクリート工 | 第46条 コンクリート工 |
| 第48条 コンクリートポンプ工 | 第47条 コンクリートポンプ工 |
| 第49条 型枠・支保工 | 第48条 型枠・支保工 |
| 第50条 マスコンクリート | 第49条 マスコンクリート |
| 第51条 暑中コンクリート | 第50条 暑中コンクリート |
| 第52条 寒中コンクリート | 第51条 寒中コンクリート |
| 第53条 水中コンクリート | 第52条 水中コンクリート |
| 第54条 モルタル | 第53条 モルタル |
| 第55条 治山ダム工 | 第54条 治山ダム工 |
| 第56条 護岸及び水制工 | 第55条 護岸及び水制工 |
| 第57条 土留工及び擁壁工 | 第56条 土留工及び擁壁工 |
| 第58条 山腹工 | 第57条 山腹工 |
| 第59条 固定工（ロープネット工） | 第58条 固定工（ロープネット工） |
| 第60条 防災林造成 | 第59条 防災林造成 |

新旧対照表（令和6年5月1日適用）

| 改定後 | 現行 |
|---|--|
| <p>第61条 森林整備 森林整備については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>（通則）</p> <p>1 一般（略）</p> <p>2 共通事項</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 受注者は、森林整備工事に係る現場組織表、現場組織図、緊急時の連絡体制図を作成し、現場に掲げること。</p> <p>（以下（第62条～第67条）、条項番号の変更 本文省略）</p> <p>第62条 橋梁工</p> <p>第63条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について</p> <p>第64条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策</p> <p>第65条 通行許可</p> <p>第66条 法定外の労災保険の付保</p> <p>第67条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理</p> | <p>第60条 森林整備 森林整備については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>（通則）</p> <p>1 一般（略）</p> <p>2 共通事項</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（以下（第62条～第67条）、条項番号の変更 本文省略）</p> <p>第61条 橋梁工</p> <p>第62条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について</p> <p>第63条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策</p> <p>第64条 通行許可</p> <p>第65条 法定外の労災保険の付保</p> <p>第66条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理</p> |